

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業能力開発促進法施行規則及び青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）

様式一覧 目次

○	職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）	1
○	様式第一号	2
	様式第四号	9
	様式第七号	16
	様式第十二号の二	17
	様式第十二号の三	18
	様式第十二号の四	19
	様式第十二号の五	20
	様式第十二号の七	22
	様式第十二号の八	23
	様式第十二号の十二	24
	様式第十二号の十三	25
	様式第十二号の十四	26
	様式第十二号の十五	27
○	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）	30
	様式第一号	34
	様式第二号	39
	青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第一百五十五号）	39
	様式第一号	34
	様式第二号	39

様式第一号（第二十三条関係及び第二十七条関係）（平5労令1・全改、平11労令7・平12労令41・一部改正）

第四十三編 労働（職業能力開発促進法施行規則 様式一号）

教材認定承認申請書	
教材の種類	職業訓練の種類及び訓練課程名
1 教科書 2 視聴覚教材 3 その他（ ）	
教材名	使用目的（改定に伴う申請の場合は改定の概要及びその理由）
定価（教科書その他の著作物に限る。）	
著作者又は製作者の氏名	教材等の体裁
発 売 者 名	
著作者、製作者又は 発売者の同意	本件申請について同意します。 住所 氏名
備 考	

上記のとおり申請します。
年 月 日

申請者
住 所
氏 名
電 話
連絡担当者氏名

厚生労働大臣 殿

A [日法一〇七一八・九] ⑦

- 注意
- 1 表題の「認定」及び「改定承認」のうち、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「教材の種類」については、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 3 「使用目的」欄には、教材の内容、使用範囲及び使用目的を記載すること。
 - 4 改定に伴う申請の場合には、「備考」欄に認定年月日及び認定番号を記入すること。
 - ~~5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。~~

五二六六（一五四〇）

様式第四号 (第三十条及び第三十一条関係) (昭60労令23・全改、平5労令1・平10労令24・平11労令7・平12労令2・一部改正)

職業訓練認定申請書 (事業主・団体)

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けたいので申請します。

年 月 日

申請者 事業所 (又は団体) の名称
 事業所 (又は団体の事務所) の所在地
 事業主の氏名又は名称 (又は団体の名称) 及び代表者の氏名



都道府県知事 殿

1 事業の概要

(1) 事業主

事業の種類	事業の内容	常用労働者数

(2) 団体

団体の種類	団体設立年月日	団体構成員数
		()

2 職業訓練の概要

職業訓練の種類	訓練課程名	訓練科名	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	訓練開始年月日	訓練生数
()	()				()
()	()				()
()	()				()
()	()				()
()	()				()

3 訓練期間、教科及び訓練時間

(1) 普通職業訓練（普通課程）及び高度職業訓練（専門課程及び応用課程）

職業訓練の種類及び訓練課程名	訓練科名	訓練期間	教科の科目、科目の内容及び訓練時間											
			第1年度			第2年度			第3年度			第4年度		
			科目	科目の内容及び訓練時間		科目	科目の内容及び訓練時間		科目	科目の内容及び訓練時間		科目	科目の内容及び訓練時間	
					()			()			()			()
					()			()			()			()
					()			()			()			()

(2) 普通職業訓練（短期課程）及び高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程）

職業訓練の種類及び訓練課程名	訓練科名	訓練期間	教科の科目、科目の内容及び訓練時間		
			科目	科目の内容及び訓練時間	訓練時間
					()
					()
					()
					()
					()
					()

4 設備及び職業訓練指導員

職業訓練の種類・訓練課程名及び訓練科名	設備	職業訓練指導員					
		学科担当			実技担当		
		指導員免許		指導員資格	指導員免許		指導員資格
		職種名	人数		職種名	人数	
			()	()		()	()
			()	()		()	()
			()	()		()	()
			()	()		()	()
			()	()		()	()

5 訓練実施方法及び試験

職業訓練の種類・訓練課程名及び訓練科名	訓練実施方法		試験	
	学科	実技	学科	実技

6 職業訓練の実施を他に委託する場合の訓練委託先

職業訓練の種類・訓練課程名及び訓練科名	委託先の施設、事業所又は団体の名称	認定年月日及び認定番号	所在地

7 職業訓練施設の概要

職業訓練施設の名 称	職業訓練施設の所 在地	自己所有、借用の別及び借用の場合、借用施設の名 称	職業訓練施設の長の氏 名	構造設備の概要	職業訓練の種類、訓練課程名、訓練科目及び教科の科 目	設 置 年 月 日

8 労働基準法第71条の規定による都道府県労働局長の許可 (要・不要)

注意

1 認定の申請について

(1) 標題中 (事業主・団体) については、認定職業訓練の実施主体に
 じ、該当するものを○印で囲むこと。

~~(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。~~

2 「事業の概要」関係

事業主又は団体のいずれか該当する項目について、次により記入すること。

(1) 「事業主」関係

- ① 「事業の種類」欄には、日本標準産業分類中分類による産業名を記入すること。
- ② 「事業の内容」欄には、資本金の額、主たる製品名、年間生産高又は売上高等事業活動の概況を簡潔に記入すること。

(2) 「団体」関係

- ① 「団体の種類」欄には、法人でない団体、職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、民法法人、労働組合又はその他の法人（設立根拠法名付記）の別を記入すること。
- ② 「団体設立年月日」欄には、法人でない団体にあつては設立年月日を、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会にあつては設立年月日及び認可番号を、民法法人、労働組合及びその他の法人にあつては登記年月日及び登記番号を記入すること。
- ③ 「団体構成員数」欄の（ ）内には、団体構成員のうち訓練生を置く予定のもの数を記入すること。

3 「職業訓練の概要」関係

- (1) 「職業訓練の種類」欄には、普通職業訓練及び高度職業訓練の区分を記入し、学科について通信制により実施する場合には（ ）内に「通信制」と記入すること。
- (2) 「訓練課程名」欄には、普通課程の普通職業訓練を実施する場合であつて中学校卒業者等を対象とするときには（ ）内に「中卒等」と記入し、管理監督者コース、一級技能士コース、二級技能士コース又は単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練を実施する場合には（ ）内に当該コースの区分を記入すること。
- (3) 「訓練科名」欄には、短期課程の普通職業訓練並びに専門短期課程及び応用短期課程の高度職業訓練については、当該訓練の目的又は内容を示す名称を記入すること。

A 〔日法九六一二・三三〕
⑦

(4) 「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」欄には、それぞれの訓練課程において標準として行われるもの並びに一級技能士コース、二級技能士コース及び単一等級技能士コースの短期課程にあつては㊦と記入し、これらの訓練課程以外のものにあつては訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲の概要を簡潔に記入すること。

(5) 「訓練生数」欄には、訓練期間が1年を超えるものにあつては初年度において実施を予定している訓練生の数を、訓練期間が1年未満のものにあつては1年間において実施を予定している訓練生の総数を記入すること。

なお、職業訓練の実施を他に委託する場合にはその対象となる訓練生の数を（ ）内に内数として記入すること。

4 「訓練期間、教科及び訓練時間」関係

(1) 「訓練期間」欄には、訓練期間が1年未満のものについては日数又は月数で記入すること。

(2) 「科目」欄には、学科について通信制により実施する場合には、その旨も記入すること。

(3) 「科目の内容」欄には、「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」欄に㊦と記入した訓練科にあつては記入は要しないこと。

(4) 「訓練時間」欄には、学科について通信制により実施する場合には、各科目の面接指導時間を記入すること。

なお、（ ）内には、職業訓練の実施を他に委託する訓練時間数を内数として記入すること。

5 「設備及び職業訓練指導員」関係

(1) 「設備」欄には、訓練生に使用させる施設、装置、機械器具等について記入すること。

(2) 「職業訓練指導員」欄には、事業所（団体にあつては、団体又は構成員の事業所。）に所属しないで訓練を担当する者がある場合には、（ ）内にその数を外数として記入すること。

6 「訓練実施方法及び試験」関係

(1) 「訓練実施方法」欄には、学科及び実技の別に訓練を行う期間及び時間について、1日何時間、週又は月何日、1年何月間のように記入するとともに、学科の欄には、1教室において同時に訓練を受ける訓練生の数を記

入すること。

また、学科について通信制により訓練を実施する場合には、面接指導を行う時期、添削指導を行う回数をそれぞれ教科の科目ごとに記入すること。

- (2) 「試験」欄には、学科及び実技の別に、訓練期間中における実施予定回数及び実施予定時期等を具体的に記入すること。

7 「職業訓練の概要」関係

「構造、設備の概要」欄には、建物の構造、教室、実習場別の面積等の概要を記入すること。

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第1面）（平18厚労令167・追加）

実施計画変更認定申請書

実施計画変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 事業主の氏名又は名称

(法人の場合) 代表者の氏名

住 所

電 話 番 号

印

- 1 職業能力開発促進法第26条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。
- 2 職業能力開発促進法第26条の4第1項の変更認定を受けたいので、下記のとおり申請します。
- 3 職業能力開発促進法施行規則第35条の8第3項の軽微な変更について、下記のとおり届出をします。

記

第1 実習併用職業訓練の概要

(1) 実習併用職業訓練の概要

①実習併用職業訓練の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

②実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を実施する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

③実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数

(2) 実習等の概要

①実習等を実施する事業所の名称

②実習等を実施する事業所の所在地

③実習等を実施する事業所の電話番号

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第2面）（平18厚勞令167・追加、平23厚勞令69・一部改正）

④実習等の時間数

ア) 業務の遂行の課程内において行われる職業訓練の時間数：

イ) ア) を行う上で必要となる実習の時間数：

(3) 座学等の概要

①座学等を実施する教育訓練機関等の名称

②座学等を実施する教育訓練機関等の所在地

③座学等を実施する教育訓練機関等の電話番号

④座学等の時間数

ア) 職業能力開発促進法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練の時間数：

イ) ア) を行う上で必要となる実習及び講習の時間数：

第2 実習併用職業訓練の対象者（第3面に記載すること。）

第3 職業能力の評価の方法

第4 訓練を担当する者

(1) 訓練を担当する者の氏名

(2) 連絡先電話番号

第5 備考

・(注1) 次の①から③までの書類を添付すること。

① 策定した実習併用職業訓練実施計画

② 実習併用職業訓練に係る教育訓練の教育課程又は職業訓練の訓練課程の内容が確認できる書類

③ 「第3 職業能力の評価の方法」の内容が確認できる書類

(注2) 申請は、実習併用職業訓練の期間の始期の三十日前までにすること。

様式第七号 (第三十五条の五、第三十五条の八関係) (第3面) (平23厚労令69・全改)

実習併用職業訓練の 対象者の氏名	対象者の生年月日	実習併用職 業訓練の期 間における 対象者の 年齢	対象者が新卒か否か	実習併用職業訓練の期間の始 期において、対象者を期間の 定めのない労働者として雇い 入る通常か否か
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外

	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外
	年 月 日生	歳	<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 新卒以外	<input type="checkbox"/> 通常の労働者 <input type="checkbox"/> 上記以外

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

「新卒」とは、対象者が実習併用職業訓練を受けることが決定した日において、当該対象者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校並びに国、地方公共団体及び独立行政法人の設置する大学校（以下「学校等」という。）に在籍していた者及び学校等を卒業・修了した後、訓練開始日において三ヶ月を経過していない者をいう。

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第4面）（平18厚労令167・追加、平23厚労令69・一部改正）

（記載要領）

1. 実施計画の認定を申請しようとする場合、表題中の「変更認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに2及び3の全文を抹消すること。
2. 実施計画の変更の認定を申請しようとする場合、表題中の「認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに1及び3の全文を抹消すること。
3. 実施計画の軽微な変更を届けようとする場合、表題中の「実施計画認定申請書」及び「実施計画変更認定申請書」の文字並びに1及び2の全文を抹消すること。
4. 実施計画認定申請書の各欄の記載方法
 - (1) 「年月日」欄は、厚生労働大臣に実施計画認定申請書（以下「申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。
 - (2) 「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う事業主の氏名（法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名）、住所（法人の場合にあつては主たる事務所の所在地）及び電話番号（法人の場合にあつては主たる事務所の電話番号）を記載すること。**氏名又は名称については、記名押印又は白筆による署名のいずれかにより記載すること。**
 - (3) 「第1(1)①実習併用職業訓練の期間」欄は、認定を受けようとする実習併用職業訓練の開始日及び末日を記載すること。
 - (4) 「第1(1)②実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を実施する期間」欄は、実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を行う場合、その開始日及び末日（実習併用職業訓練の期間には含まない。）を記載すること。
 - (5) 「第1(1)③実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数」欄は、実習併用職業訓練並びに実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の総時間数を記載すること。
 - (6) 「第1(2)④実習等の時間数」欄は、業務の遂行の過程内において行われる職業訓練の時間数と、実習等を実施する事業所において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習の時間数をそれぞれ記載すること。
 - (7) 「第1(3)④座学等の時間数」欄は、職業能力開発促進法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練の時間数と、座学等を実施する教育訓練機関等において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の時間数をそれぞれ記載すること。

- (8) 「第3 職業能力の評価の方法」欄は、技能検定、社内検定等の労働者の有する職業能力の程度を評価するものを記載すると。
5. 実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書の記載方法
- (1) 変更に係る欄のみを記載すること。
 - (2) 各欄には、変更後の内容を記載すること。変更前の内容については、別紙（様式任意）に記載して添付すること。
 - (3) 変更が必要な理由は、変更事項ごとに「第5 備考」欄に記載すること。

様式第十二号の二 (第四十八条の六関係) (平27厚劳令175・追加、令元厚劳令20・一部改正)

登録試験機関登録申請書		年 月 日
厚生労働大臣 殿		印
申請者 法人の名称及び代表者の氏名		
職業能力開発促進法第30条の5第1項の登録を受けたいので申請します。		
法人の名称		
代表者の氏名		
住所		郵便番号 () 都道 府県 電話番号 ()
事業所	名称	
	所在地	郵便番号 () 都道 府県 電話番号 ()

注意

- ~~1~~ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- ~~2~~ 「事業所」欄には、業務を行う事業所の名称及び所在地を記載すること。
業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。
- ~~3~~ この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- ~~4~~ この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とすること。
- ~~5~~ この申請書の正本には、職業能力開発促進法施行規則第48条の6第1項各号に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- ~~6~~ 裏面に登録免許税納付書又は領収証書をはり付けること。

(裏)

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

様式第十二号の三（第四十八条の十関係）（平27厚劳令175・追加、令元厚劳令20・一部改正）

第四十三編 労働（職業能力開発促進法施行規則） 様式十二号の三

試験業務規程認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名 印	
職業能力開発促進法第30条の9第1項前段の認可を受けたいので申請します。	
業務開始予定年月日	

注意

- 1 ~~氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。~~
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 3 この申請書には、試験業務規程を添えること。

B〔目法二三八四・五〕 ㊦

様式第十二号の四（第四十八条の十関係）（平27厚労令175・追加、令元厚労令20・一部改正）

試験業務規程変更認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名 印	
職業能力開発促進法第30条の9第1項後段の認可を受けたいので申請します。	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更理由	

注意

- 1 ~~氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。~~
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 3 この申請書には、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えること。

様式第十二号の五 (第四十八条の十二関係) (平27厚労令175・追加、令元厚労令20・一部改正)

資格試験業務休止 (廃止) 許可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名 印	
職業能力開発促進法第30条の10の許可を受けたいので申請します。	
休止 (廃止) しようとする業務の範囲	
休止 (廃止) しようとする年月日	
休止 (廃止) しようとする理由	

注意

- ~~1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。~~
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。

様式第十二号の七（第四十八条の十六関係）（令元厚労令1・全改、令元厚労令46・一部改正）

第四十三編 労働（職業能力開発促進法施行規則 様式二二号の七）

キャリアコンサルタント登録申請書			
キャリアコンサルタントの登録を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の16第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。			
記			
フリガナ			1. 大正 2. 昭和 年 月 日 3. 平成 4. 令和
氏名			生年月日
			性別
	1. 男	2. 女	
勤務先	名称		
	所在地	郵便番号（ ） 都道府県	電話番号（ ）
自宅住所	郵便番号（ ） 都道府県	電話番号（ ）	
	試験に合格した年月日		試験合格証書番号
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	<input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		
	<input type="checkbox"/> 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		
	<input type="checkbox"/> 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者		
厚生労働大臣		年 月 日	
殿			
指定登録機関代表者		氏名	
印			
収入印紙 (消印しないこと。)			
又は領収証書を貼ること。			

B〔日法二二二八四・五〕⑦

五四五五

注意

- 1 該当する□は、☑と記入すること。
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
- 3 指定登録機関が行うキャリアコンサルタントの登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 4 用紙の大きさは、A4とすること。
- 5 この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（試験に合格した年月日から5年を経過した日以降に登録申請を行う場合は、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面）を添えること。

様式第十二号の八（第四十八条の十八関係）（令元厚労令1・全改、令元厚労令46・一部改正）

第四十三編 労働（職業能力開発促進法施行規則 様式二二号の八）

キャリアコンサルタント登録更新申請書			
キャリアコンサルタントの登録の更新を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の18の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。			
記			
	フリガナ		
氏名		生年月日	1. 大正 2. 昭和 年 月 日 3. 平成 4. 令和
		性別	1. 男 2. 女
勤務先	名称		
	所在地	郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）	
自宅住所	郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）		
登録年月日		登録番号	
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者		
厚生労働大臣		年 月 日	
指定登録機関代表者		殿	
		氏名	印


注意

- 1 該当する□は、☑と記入すること。
- 2 用紙の大きさは、A4とすること。
- 3 この申請書には、講習の修了証又はこれに代わるべき書面を添えること。

B〔日法二二八四・五〕㊦

様式第十二号の十二（第四十八条の二十四関係）（平27厚労令175・追加、令元厚労令20
 ・一部改正）

第四十二編 労働（職業能力開発促進法施行規則 様式十二号の十二）

指定登録機関指定申請書		年 月 日
厚生労働大臣 殿		
申請者 法人の名称及び代表者の氏名		
職業能力開発促進法第30条の24第1項の指定を受けたいので申請します。		
法人の名称		
代表者の氏名		
住所		郵便番号（ ） 都道 府県 電話番号（ ）
事業所	名称	
	所在地	郵便番号（ ） 都道 府県 電話番号（ ）

注意

- 1 ~~氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。~~
- 2 「事業所」欄には、業務を行う事業所の名称及び所在地を記入すること。
業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。
- 3 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 4 この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。
- 5 この申請書の正本には、職業能力開発促進法施行規則第48条の24各号に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 6 裏面に登録免許税納付書又は領収証書をはり付けること。

（裏）

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

B〔日法二二八四・五〕
 ⑦

五四六一

様式第十二号の十三（第四十八条の二十六関係）（平27厚労令175・追加、令元厚労令20
・一部改正）

登録事務規程認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名 印	
職業能力開発促進法第30条の26の規定により準用する同法第30条の9第1項前段の認可を受けたいので申請します。	
業務開始予定年月日	

注意

- ~~1~~ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- ~~2~~ この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- ~~3~~ この申請書には、登録事務規程を添えること。

第四十三編 労働（職業能力開発促進法施行規則 様式十二号の十三）

B〔日法二三八四・五〕
⑦

五四六一

様式第十二号の十四 (第四十八条の二十六関係) (平27厚労令175・追加、令元厚労令20
 ・一部改正)

第四十三編 労働 (職業能力開発促進法施行規則 様式十二号の十四)

登録事務規程変更認可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名 印	
職業能力開発促進法第30条の26の規定により準用する同法第30条の9第1項後段の認可を受けたいので申請します。	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更理由	

注意

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。
- 3 この申請書には、登録事務規程(変更に係る部分に限る。)を添えること。

B [日法一二三二八四・五] ㊦

五四六三

様式第十二号の十五 (第四十八条の二十八関係) (平27厚劳令175・追加、令元厚劳令20
 ・一部改正)

登録事務休止 (廃止) 許可申請書	
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
申請者 法人の名称及び代表者の氏名 印	
職業能力開発促進法第30条の26の規定により準用する同法第30条の10の許可を受けたいので、申請します。	
休止 (廃止) しようとする業務の範囲	
休止 (廃止) しようとする年月日	
休止 (廃止) しようとする理由	

注意

- 1 ~~氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。~~
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。

様式第1号 (第1条関係) (表面) (令2厚勞令73・全改)

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 殿

(申請者)

フリガナ

所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者役職名・氏名

職業訓練認定申請書

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第1条の規定により、下記のとおり職業訓練の認定を申請します。

記

- 1 訓練の種別 () 基礎訓練 (基礎コース)
- () 実践訓練 (実践コース)

2 訓練分野

※該当する分野 (1つ) にチェックを入れてください。

- | | | | |
|--|--|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 02 IT分野 | <input type="checkbox"/> 07 林業分野 | <input type="checkbox"/> 12 輸送サービス分野 | <input type="checkbox"/> 17 金属関連分野 |
| <input type="checkbox"/> 03 営業・販売・事務分野 | <input type="checkbox"/> 08 旅行・観光分野 | <input type="checkbox"/> 13 エコ分野 | <input type="checkbox"/> 18 建設関連分野 |
| <input type="checkbox"/> 04 医療事務分野 | <input type="checkbox"/> 09 警備・保安分野 | <input type="checkbox"/> 14 調理分野 | <input type="checkbox"/> 19 理容・美容関連分野 |
| <input type="checkbox"/> 05 介護・医療・福祉分野 | <input type="checkbox"/> 10 クリエイト (企画・創作) 分野 | <input type="checkbox"/> 15 電気関連分野 | <input type="checkbox"/> 20 その他の分野 () |
| <input type="checkbox"/> 06 農業分野 | <input type="checkbox"/> 11 デザイン分野 | <input type="checkbox"/> 16 機械関連分野 | |

※ 新規 (貴機関が初めて本分野の訓練を実施する場合はチェックして

第四十三編

労働

(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則)

六〇七三

B (日法二三八四・五) ⑦

ください)

※ 新規扱い (上記のほか、下記のいずれかに該当する場合はチェックしてください)

1 貴機関が本分野の認定職業訓練を他の都道府県内で実施したことがあるが、本申請により認定職業訓練を行おうとする都道府県内において初めて実施する場合

2 貴機関が本申請により認定職業訓練を行おうとする都道府県内において、すでに本分野について求職者支援訓練等を実施しているが、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合

3 訓練概要

(1) 訓練科名 (40文字以内) _____ 科

(2) 訓練期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (月)

(3) 受講者定員 _____ 名

4 訓練実施施設名

所在地 _____

5 訓練実施機関番号 _____

6 法人番号 _____

社会保険士 労務記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			印

※機構処理欄

施設名：	担当者：	㊞ 受理番号：
申請書受理日：		

様式第1号（第1条関係）（裏面）（平28厚労令86・全改）

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。認定後、虚偽又は不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消しを行うことや、訓練終了後の奨励金を支払わないこと等、所要の措置を講ずることがあります。
- 2 3 「訓練科名」は、訓練内容や訓練に係る職種が容易に分かるような名称を設定の上、記載してください。
- 3 4 「訓練実施施設名」「所在地」には、実際に職業訓練を行う施設の名称及び所在地を記載してください。
- 4 5 「訓練実施機関番号」には、過去に認定職業訓練を行った際、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から交付された番号を記載してください。
なお、初めて申請を行う際には「初回」と記載してください。
- 5 6 「法人番号」には、国税庁から法人番号指定通知書にて通知された法人番号（13桁）を記載して下さい。
- 6 ※機構処理欄には、記載しないでください。

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 殿

(報告者)
フリガナ
所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者役職名・氏名

印

認定職業訓練に係る就職状況報告書

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第5条の規定により、下記のとおり認定職業訓練の修了者等の就職状況を報告します。

記

- 1 訓練実施機関番号 _____
- 2 訓練実施施設名 _____
所在地 _____
- 3 訓練コース番号 _____
- 4 訓練科名 _____
- 5 修了者等の就職状況
 - (1) 受講者数 計 _____ 名 うち修了者 _____ 名
 - 中途退校者(就職理由) _____ 名
 - 中途退校者(それ以外) _____ 名
 - (2) 就職者数 計 _____ 名 うち雇用保険被保険者 _____ 名
 - (雇用保険適用) 雇用保険適用事業主 _____ 名
- 6 就職率
 - 雇用保険適用就職率 _____ % (小数点以下は切捨て)

B (日法二二三八四・五) ㊦

第四十三編 労働 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則)

六〇七六

社会保険 労務記 士載欄	作成年月日・提出代 行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

※機構処理欄

施設名：	担当者：	印
報告書受理日：		

様式第2号(第5条関係)(裏面) (令2厚勞令73・全改)

(注 意 事 項)

- 1 報告内容は正しく記載してください。虚偽又は不正の報告を行ったことが判明した場合には、以後の認定を認めないことや、訓練終了後の奨励金を支払わないこと等、所要の措置を講ずることがあるばかりでなく、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の規定により刑罰に処せられることがあります。
- 2 1「訓練実施機関番号」には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から認定職業訓練を行う機関に係る番号として交付されたものを記載してください。
- 3 2「訓練実施施設名」「所在地」には、実際に認定職業訓練を行った施設の名称及び所在地を記載してください。
- 4 3「訓練コース番号」については、認定を受けた際、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から個別の訓練に係る番号として交付されたものを記載してください。
- 5 5(1)については、それぞれ以下の数値を記載してください。
 - ・「受講者数」：訓練開始時における受講者数
 - ・「修了者数」：訓練実施機関における修了判定により、修了したものと認められた者の数
 - ・「中途退校者(就職理由)」：就職したこと(自営業者になったことを含む。以下同じ。)を理由として中途退校した者の数
 - ・「中途退校者(それ以外)」：就職したこと以外の理由により中途退校した者の数
- 6 5(2)については、それぞれ以下の数値を記載してください。
 - ・「就職者数(雇用保険適用)」：認定職業訓練が終了した日の翌日から起算して三月を経過する日までの間に雇用保険被保険者又は雇用保険適用事業主になった旨を訓練実施機関に対して報告した者の数(訓練終了日において65歳以上の者を除く)
 - ・「雇用保険被保険者」：雇用保険被保険者として就職した旨を訓練実施機関に対して報告した者の数
 - ・「雇用保険適用事業主」：雇用保険適用事業主となった旨を訓練実施機関に対して報告した者の数
- 7 6「就職率」については、以下の式により算定した値を記載してください。

雇用保険適用就職率： $\frac{\text{就職者（被保険者+適用事業主）}}{\text{修了者+中途退校者（就職理由）}}$
×100（パーセント）

注1 基礎コースの場合は、実践コース又は公共職業訓練を受講中又は受講決定した者の数を分母から除きます。

注2 訓練終了日において65歳以上の者の数は分母及び分子から除きます。

- 8 ※機構処理欄には、記載しないでください。

基準適合事業主認定申請書

申請年月日 令和 年 月 日

都道府県労働局長 殿

事業主の氏名又は名称



(法人の場合) 代表者の氏名

主たる事業

住所 〒

電話番号 ()

青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 報告対象期間 平成・令和 年 月 日から
平成・令和 年 月 日まで

2. 常時雇用する労働者の数 人

3. 事業所一覧 (※本社のほか、支店、支社等本社に属する全ての事業所を記載すること。)

事業所の名称	事業所所在地 (住所)	労働保険番号	雇用保険適用事業所番号	事業所番号

4. 認定基準に関する状況

(1) 青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集の状況（通常の労働者として雇い入れることを目的とするものに限る。）

以下について、申請時点で行っているものに○を付すこと。

公共職業安定所への求人	公共職業安定所以外の職業紹介事業者への求人	自社で直接募集

(2) 数値要件等に関する状況

① 新規学卒者等の定着状況

以下について記載すること。(二)については、該当する場合に○を付すこと。

(イ) 直近3事業年度の新規学卒者等の採用者数計	(ロ) (イ)のうち直近の事業年度末時点における在籍者数計	(ハ) 離職率 ((イ-ロ)/イ)	(ニ) 直近3事業年度の新規学卒者等の採用実績がない
人	人	%	

※ (イ) 及び (ロ) で記載する数は、企業（法人）全体での数とする。

② その雇用する労働者の育成に関する方針並びにその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための計画の策定状況

以下について、提出する資料に○を付すこと。

なお、職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画を提出する場合、人材育成方針及び教育訓練計画の記載を必須事項とする。

人材育成方針及び教育訓練計画報告書	職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画

③ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外労働時間等の状況

以下について直近の事業年度の実績を記載すること。

月平均所定外労働時間	平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数
時間	人

④ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況

以下のいずれかについて直近の事業年度の実績を記載すること。

年平均取得率	年平均取得日数
%	日

⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況

以下について直近の3事業年度の実績を記載すること。(ハ)及び(ニ)については、該当する場合に○を付すこと。

(イ) 男性 育児休業 取得者 数	(ロ) 女性 育児休業 取得率	(ハ) (イ)及び(ロ)の実績がない場合、育児休業等制度が整備されている	(ニ) 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2の認定を受けている ※ 直近の認定取得年度を右欄に記載すること
人	%		

作成担当者 氏名	作成担当者所属先 (部署名)	作成担当者所属先 (住所)	作成担当者所属先 (電話番号)

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、本申請書を都道府県労働局長に提出する年月日を記載すること。
2. 「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う事業主の氏名又は名称、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事業所の電話番号を記載すること。
3. 「1. 報告対象期間」欄は、本申請書の申請の日の属する事業年度の直近の3事業年度について、初日及び末日の年月日を記載すること。
4. 「2. 常時雇用する労働者の数」欄は、申請の日時点の常時雇用する労働者数を記載すること。なお、常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者のほか、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含むものとする。
5. 「3. 事業書一覧」欄のうち、事業所番号（公共職業安定所に求人を提出する際に交付されている番号）欄については、労働者を直接募集している場合で事業所番号がないときは空欄とすること。
6. 「4.（1）青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集の状況（通常の労働者として雇い入れることを目的とするものに限る。）」欄は、申請の日時点において提出している青少年であることを条件とした求人の申込み及び労働者の募集の状況を記載すること。なお、通常の労働者とは、短時間正社員を含み、常用型派遣労働者を除くこと。
 対象となる求人の申込み又は労働者の募集は、以下のものであって、通常の労働者として雇い入れることを目的とするものをいうこと。
 - ・新規学卒者等であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集（卒業後少なくとも3年間応募可能なものに限る。）
 - ・15歳以上35歳未満の青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集
7. 「4.（2）①新規学卒者等の定着状況」欄は、直近の3事業年度において採用した新規学卒者等（新規学卒者及び卒業者であって新規学卒者と同じ採用枠で採用したもの等、新規学卒者と同等の処遇を行う者をいい、通常の労働者として雇い入れた者に限る。）について記載すること。なお、（ハ）離職率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。
8. 「4.（2）③その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外

労働時間等の状況」の「月平均所定外労働時間」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）1人当たりの1月当たりの平均所定外労働時間について記載すること。なお、割合は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。

「平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数」欄は、直近の事業年度における平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者の数を記載すること。

9. 「4. (2) ④ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下9.において同じ。）の有給休暇（有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるものが与えられた場合にあっては、当該休暇を含む。以下9.において同じ。）の年平均取得率（その雇用する労働者に対して与えられた有給休暇の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合をいう。）又は年平均取得日数（その雇用する労働者1人当たりの取得した有給休暇の平均日数をいう。）について記載すること。なお、有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるものについては、その雇用する労働者1人当たり5日を上限として算入すること。また、年平均取得率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。

10. 「4. (2) ⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況」欄は、直近の3事業年度における育児休業等の取得実績を記載すること。なお、男性は取得人数を、女性は取得率（その雇用する女性労働者であって直近の3事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって直近の3事業年度において育児休業をしたものの数の割合をいう。）を記載することに注意すること。

「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する原則として1歳未満の子を養育する労働者を対象とした育児休業、同法第23条第2項の規定による3歳未満の子を養育する労働者を対象とした休業及び同法第24条第1項の規定による小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした休業をいうこと。なお、育児休業等取得率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。

認定状況報告書

報告年月日 令和 年 月 日

都道府県労働局長 殿

事業主の氏名又は名称



(法人の場合) 代表者の氏名

主たる事業

住所 〒

電話番号 ()

青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 報告対象期間 平成・令和 年 月 日から
平成・令和 年 月 日まで

2. 常時雇用する労働者の数 人

3. 事業所一覧 (※本社のほか、支店、支社等本社に属する全ての事業所を記載すること。)

事業所の名称	事業所所在地 (住所)	労働保険番号	雇用保険適用事業所番号	事業所番号

4. 認定基準に関する状況

① 新規学卒者等の定着状況

以下について記載すること。(二)については、該当する場合に○を付すこと。

(イ) 直近3事業年度の新規学卒者等の採用者数計	(ロ) (イ)のうち直近の事業年度末時点における在籍者数計	(ハ) 離職率 ((イ-ロ) / イ)	(ニ) 直近3事業年度の新規学卒者等の採用実績がない
人	人	%	

※ (イ) 及び (ロ) で記載する数は、企業 (法人) 全体での数とする。

② その雇用する労働者の育成に関する方針並びにその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための計画の策定状況

以下について、提出する資料に○を付すこと。

なお、職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画を提出する場合、人材育成方針及び教育訓練計画の記載を必須事項とする。

人材育成方針及び教育訓練計画報告書	職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画

③ その雇用する労働者 (通常の労働者に限る。) の所定外労働時間等の状況

以下について直近の事業年度の実績を記載すること。

月平均所定外労働時間	平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数
時間	人

④ その雇用する労働者 (通常の労働者に限る。) の有給休暇の取得の状況

以下のいずれかについて直近の事業年度の実績を記載すること。

年平均取得率	年平均取得日数
%	日

⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況

以下について直近の3事業年度の実績を記載すること。(ハ) 及び (二) については、該当する場合に○を付すこと。

(イ) 男性育児休業等取得者数	(ロ) 女性育児休業等取得率	(ハ) (イ)及び(ロ)の実績がない場合、育児休業等制度が整備されている	(ニ) 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2の認定を受けている ※直近の認定取得年度を右欄に記載すること
人	%		

作成担当者氏名	作成担当者所属先(部署名)	作成担当者所属先(住所)	作成担当者所属先(電話番号)

（記載要領）

1. 「報告年月日」欄は、本報告書を都道府県労働局長に提出する年月日を記載すること。
2. 「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、報告を行う事業主の氏名又は名称、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。事業主が法人の場合においては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事業所の電話番号を記載すること。
3. 「1. 報告対象期間」欄は、本報告書の報告の日の属する事業年度の直近の3事業年度について、初日及び末日の年月日を記載すること。
4. 「2. 常時雇用する労働者の数」欄は、報告の日時点の常時雇用する労働者数を記載すること。なお、常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者のほか、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含むものとする。
5. 「3. 事業書一覧」欄のうち、事業所番号（公共職業安定所に求人を提出する際に交付されている番号）欄については、労働者を直接募集している場合で事業所番号がないときは空欄とすること。
6. 「4. ①新規学卒者等の定着状況」欄は、直近の3事業年度において採用した新規学卒者等（新規学卒者及び卒業者であって新規学卒者と同じ採用枠で採用したもの等、新規学卒者と同等の処遇を行う者をいい、通常の労働者として雇い入れた者に限る。）について記載すること。なお、(ハ) 離職率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。
7. 「4. ③その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外労働時間等の状況」の「月平均所定外労働時間」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）1人当たりの1月当たりの平均所定外労働時間について記載すること。なお、割合は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。
「平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数」欄は、直近の事業年度における平均した1月当たりの時間外労働時

間が60時間以上である労働者の数を記載すること。

8. 「4. ④ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下8. において同じ。）の有給休暇（有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるものが与えられた場合にあつては、当該休暇を含む。以下8. において同じ。）の年平均取得率（その雇用する労働者に対して与えられた有給休暇の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合をいう。）又は年平均取得日数（その雇用する労働者1人当たりの取得した有給休暇の平均日数をいう。）について記載すること。なお、有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるものについては、その雇用する労働者1人当たり5日を上限として算入すること。また、年平均取得率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。

9. 「4. ⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況」欄は、直近の3事業年度における育児休業等の取得実績を記載すること。なお、男性は取得人数を、女性は取得率（その雇用する女性労働者であつて直近の3事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であつて直近の3事業年度において育児休業をしたものの数の割合をいう。）を記載することに注意すること。

「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する原則として1歳未満の子を養育する労働者を対象とした育児休業、同法第23条第2項の規定による3歳未満の子を養育する労働者を対象とした休業及び同法第24条第1項の規定による小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした休業をいうこと。なお、育児休業等取得率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。